

経済安全保障推進法等の改正概要 (サプライチェーン強靱化) について

2026年7月

経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の概要

(※) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

趣旨

経済安全保障推進法の成立から3年が経過する中、国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して、迅速かつ強力に対応することが必要。このため、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力・人材力を含む**総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を確保すべく、以下の対応を講じる。**

概要

1. 重要な物資の安定的な供給の確保 (→P3参照)

重要な物資の安定供給確保を図るため、外部依存性や供給途絶蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」として指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援。

① 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援

重要な物資について、その供給に不可欠な役務に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として指定・支援する仕組みを整備。

② 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請

安定供給確保に向けた**相互連携・協力の努力義務**、**支障が生ずるおそれがある場合の協力要請**等を規定。

2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査する制度。

① 医療分野の追加

基幹インフラ制度の対象事業に、**医療分野**（**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医業等**）を追加。

② 制度の運用改善

事業者指定直後から届出可能とする等、**事業者等からの意見を踏まえた運用改善**を措置。

経済安全保障推進法※及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の概要

(※) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

概要

3. 先端的な重要技術の開発支援

研究開発等の伴走支援を行う指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大。

4. 重要な海外事業の促進（新設）

経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設することとし、国際協力銀行法の目的規定に経済安全保障に係る新項を追加するとともに、国際協力銀行に新勘定を設け、同勘定から劣後出資等を供与することで民間資金の動員を図る仕組み等を創設。

5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）

①総合的な経済安全保障シンクタンク

内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して総合的な調査研究・政策提言を行う業務を独立行政法人経済産業研究所に追加。

②官民協議会

官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う官民協議会を創設。

施行期日

・公布（令和8年6月17日）から1月後～1年6月以内 ※段階的に施行

重要な物資の安定的な供給の確保（経済安保推進法 第2章）

- 物資の供給網の強靱化のためには、物資そのものの生産等だけでなく、物資の供給に不可欠な役務の提供が確保される必要。
- 特定重要物資等の供給に係る事業者の事業の廃止、譲渡、移転等が行われる場合、供給能力の喪失や技術流出等、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じることが懸念されるため、国による積極的な働きかけ等により、民間事業者の安定供給の取組の後押しを図ることが重要。

1. 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援 (→P4参照)

重要な物資等の供給に不可欠で、専らその供給のために用いられる役務について、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等が認められる場合、当該物資を特定重要物資として指定し、安定供給確保のための取組（※1）を支援（※2）。

（※1）役務の提供基盤の整備、役務提供に係る技術開発 等
（※2）

- (1) 安定供給確保支援法人等による助成等の支援
 - ①認定供給確保事業者の取組への助成、②認定供給確保事業者へ融資を行う金融機関への利子補給
- (2) 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）
- (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例
- (4) 中小企業信用保険法の特例

特定
重要
物資

国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資若しくはその原材料等又は当該物資等の供給に不可欠で専らその供給のために用いられる役務を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資

2. 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等 (→P5参照)

- (1) 政府は、施策の実施状況について評価し、必要に応じて安定供給確保基本指針を変更する。
- (2) 国、特定重要物資等の供給を行う事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力し、国はその事業者による協力の円滑化に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合、主務大臣は広く関係者に対し、状況を把握するために必要な協力（資料・情報の提供、状況の説明等）を求めること、得られた情報を踏まえ、供給確保計画の提出を促すことを可能とする。
- (4) 認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合、主務大臣は広く関係者に対し、安定供給確保のために必要な協力（資料・情報の提供、協議、対応の検討・方向性の見直し等）を求めることを可能とする。

施行期日：公布（令和8年6月17日）後6月以内

1. 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援

- 現行法は、**重要な物資の「安定的な供給の確保」を目的**とし、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等の要件を満たす物資を「**特定重要物資**」に指定し、**供給確保の手法として生産、備蓄、リサイクル等**の取組を支援。
- しかし、**物資の供給を完遂**するためには、物資そのものの生産等だけでなく、**物資が利用できる状態にする必要**がある。
- このため、「**物資の供給に不可欠な役務**」が、外部への依存性・供給途絶の蓋然性等の要件を満たす場合、**特定重要物資として指定・支援**。
- 支援対象のイメージ：
光海底ケーブルの敷設、人工衛星の打上げ等

＜光海底ケーブルの敷設を支援する必要性＞
 - ✓ **国際通信の99%は光海底ケーブルを経由**していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動が依拠している重要な物資であるが、その機能の発揮には**海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要不可欠**である。
 - ✓ 仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、**敷設役務を過度に外部に依存する状況において、これが途絶すれば、結果的に光海底ケーブルを適切な形で利用できない。**



©NEC Corporation



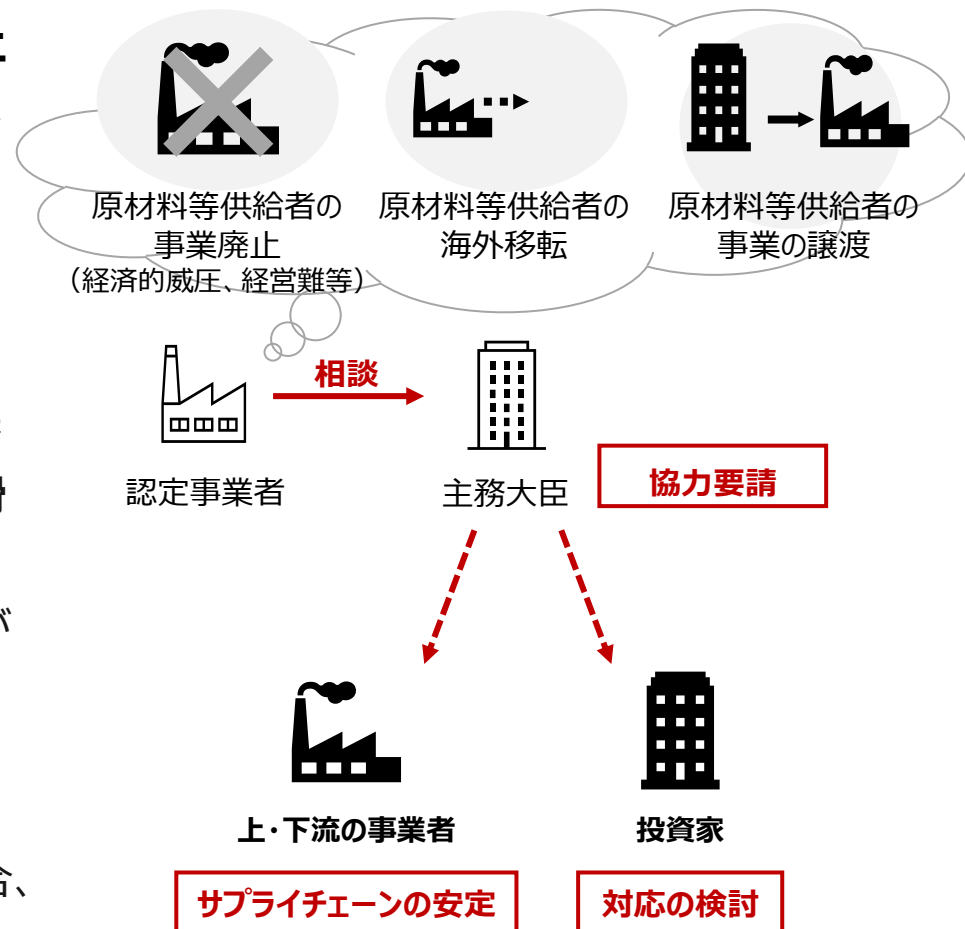
©NEC Corporation

2. 安定供給確保に向けた努力義務・協力要請等

- 特定重要物資等の供給に係る事業者の**事業廃止**や**縮小**、**移転**のほか、**経済的威圧の発生等**により、**安定供給確保に支障が生ずる事態**が起こり得る。

- このため、

1. 安定供給確保のため、**国や供給事業者のみならず**、特定重要物資の**供給を受ける事業者**や、金融機関・投資家等広く関係者が**相互に連携・協力する努力義務**を創設。国は、民間事業者等の**相互連携・協力が円滑に実施されるため必要な措置を講ずるよう努める**。
2. 特定重要物資の**安定供給確保に支障が生ずるおそれ**がある場合、**主務大臣が**、
 - ① **広く関係者から積極的に情報収集するとともに、必要に応じ、供給確保計画の提出を促す**
 - ② 認定計画に基づく取組が困難となるおそれがある場合、**広く関係者に対して必要な協力（情報提供、事業継続のための協議等）を要請する**ことを可能とするための根拠規定を整備。



国、特定重要物資等の供給者、特定重要物資の供給を受ける者等の関係者には安定供給確保のため、相互に連携・協力する努力義務